

令和5年9月26日

川越都市計画事業 旭ヶ丘松の台土地区画整理事業 環境影響評価書
正誤表（概要版）

ページ	誤	正
概要版 P.9-12 第9章 事後調査の計画 9.4 事後調査の実施体制 9.4.2 事後調査を実施する主体	事後調査は、 <u>事業者</u> である日高市が実施する。	事後調査は、 <u>都市計画決定権者</u> である日高市が実施する。